

たこの地図の作成日はわからなかった。

また、古老司法書士がいうには、登記簿を起すときには、この土地台帳の写しを添付して所有権保存登記をしたものだ。というので、次に登記簿を調べてみた。[写真5・6]ラッキーなことに明治時代の登記簿がまだ保管されていた。東区京橋前之町2番の土地の甲区壱番の欄を見ると

保存 受付 明治41年4月8日第2120号  
所有者 陸軍省

とある。因みに甲区貳番の欄を見ると

移転  
受付 昭和24年5月31日第7123号  
原因 同年4月30日売買  
取得者 大阪市東区京橋前之町2番地  
財団法人 追手門学院

(注) 財団法人追手門学院は昭和26年3月12日に組織を変更し学校法人追手門学院になったことが登記簿からみてとれる。

今となっては推測の域を出ないが、このことからこの境界石は少なくとも明治41年には存在していた可能性が高い。それと、境界石がひとつだけということは考えられない。

敷設当時はあちこちに存在していたと思われるが、残念ながら現在は唯一つ残るのみ。

そして、この境界石の施設作業をした者は誰かと考えると、陸軍省の内部組織である陸地測量部であろう。この陸軍陸地測量部というところは、日本における50,000分の1地形図を、明治25年から大正13年のあいだに作成するなど日本における測量技術の最先端技能集団であった。またその技術は第二次世界大戦後、国土地理院に受け継

がれ、海岸線や土地利用、さらに行政界などの変化に応じて測量や修正がつけられている。

このような輝かしい経歴を持つ陸軍陸地測量部が敷設した陸軍の境界石が本学院に現存するということが驚きである。それも今となってはまず二つと存在しないものであり、歴史の生き証人として貴重なものには違いない。また教育的観点から考えても、当学院の歴史のみならず、日本の地図作成および土地測量技術を知る教材としても稀有な財産と考える。現在中高の校舎建替工事が進んでいるが、偕行社の遺構である煉瓦と大谷石でできた外塀とともにこの境界石は是非とも保存してもらいたい。



▲[写真3]



▲[写真4]



▲[写真5]



▲[写真6]



各社教材特約店  
教材教具一式

株式会社 八倉商店

〒530-0001 大阪市東区深江北二丁目五番九号  
電話 06(6312)2816(2) 06(6312)2817  
FAX 06(6312)2810(1) 06(6312)2811

教育とコミュニケーションの環境を創る



株式会社 青井黒板製作所

〒530-0047  
大阪市北区西天満6丁目5番8号  
TEL 06(6312)6321 FAX 06(6312)6320  
URL: <http://www.aoikokuban.co.jp>  
E-mail: [info@aoikokuban.co.jp](mailto:info@aoikokuban.co.jp)

90周年おめでとうございます  
株式会社ベッセル

代表取締役  
田口 順一

(78期)

〒537-1000-1  
大阪市東成区深江北二丁目十七番二十五  
TEL 06(6169)7617(7) 06(6169)7618  
FAX 06(6169)7611(1) 06(6169)7612(2)